

企業ガイドWEB・動画制作業務公募型プロポーザル実施要領

この要領は、市内の企業紹介に係るWEB及び動画制作業務について、当該業務の目的及び内容に最も適した事業者を選定するため、プロポーザル方式を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

企業ガイドWEB・動画制作業務

2 業務目的

少子高齢化や人口減少に加え、市内高校生等の就職希望者のうち市内企業等に就職する割合が少なく、その多くが市外へ就職している状況を踏まえ、本市では平成30年から市内企業を紹介するガイドブックを作成し、若年層の市内就職を促進してきた。

WEB・SNSにより企業や就職活動に関する情報収集を行うことが一般的となっていることから、従来の紙媒体からデジタル版企業ガイドブックにおいて、WEBサイト及び動画を制作し、市内企業等を周知することで、若年層の市内就職を促進し、市外流出抑制及び人材確保を目的とする。

3 業務内容

別紙「企業ガイドWEB・動画制作業務委託仕様書」のとおり

4 業務期間

契約の日から令和7年3月31日まで

ただし、WEBサイトの設定及び発注者との操作引継ぎは、令和7年3月31日の7日前までに完了することとし、WEBサイトが正常に動作することを確認のうえ、運用できるようにすること。

5 業務委託上限額

4,200,000円以内（消費税込）

※紹介企業数により、発注者と受託者が協議の上、変更になる場合がある。

6 業務委託契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 本業務を行う体制を有し、過去3年以内に本業務と同種又は類似業務について実績があること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 平戸市暴力団排除条例（平成 24 年平戸市条例第 22 号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有しないこと。
- (6) 平戸市物品入札参加資格審査要綱の規定により、令和 5・6 年度平戸市物品入札参加資格の【映像作品の企画・製作】及び【ホームページ作成業務】に登録があること。
- (7) 本プロポーザルの公告日から契約締結日の間において、平戸市物品入札参加資格審査要綱の規定により入札参加資格停止等の処分を受けていないこと。

8 選定スケジュール

公募開始から業務開始までのスケジュールは、以下のとおりとする。

実施内容	日時
公告日	令和 6 年 11 月 27 日（水）
質問書の受付期限	令和 6 年 12 月 9 日（月）午後 5 時
質問回答	令和 6 年 12 月 11 日（水）
参加申込書の提出期限	令和 6 年 12 月 13 日（金）午後 5 時
企画提案書の提出期限	令和 6 年 12 月 17 日（火）午後 5 時
プレゼンテーション審査	令和 6 年 12 月 19 日（木）
プレゼンテーション審査結果通知	令和 6 年 12 月 24 日（火）
委託契約締結・業務開始	令和 6 年 12 月 26 日（木）

※災害その他の理由によりやむを得ず、上記日程を変更する場合がある。

9 提出書類等

- (1) 質問書の受付・回答について

質問については、令和 6 年 11 月 27 日（水）から 12 月 9 日（月）午後 5 時までの間に、質問書（様式 1）に内容を簡潔にまとめて記載し、件名を「企業ガイド WEB・動画制作業務質問書」とし、以下メールアドレスまでメール送信すること。

なお、回答については随時電子メールにて送付する。

【メール送信先】

sangyo@city.hirado.lg.jp

平戸市役所 文化観光商工部 商工物産課 商工新産業班

- (2) 参加表明について

参加を希望する者は、令和 6 年 11 月 27 日（水）から 12 月 13 日（金）午後 5 時までの間に、参加申込書（様式 2）に必要事項を記載し、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で送付すること。

また参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、12月13日（金）必着で下記送付先に辞退届（様式3）を提出すること。

※持参の場合、土日祝日を除く午前9時から午後5時までの間

※郵送の場合、期限は12月13日（金）必着

※電子メールの場合、期限は12月13日（金）午後5時まで送付

【送付先】

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

平戸市役所 文化観光商工部 商工物産課 商工新産業班

電話：0950-22-9141

メールアドレス：sangyo@city.hirado.lg.jp

(3) 企画提案書の提出について

プロポーザルを実施するにあたり企画提案書等を提出すること。原則、別紙仕様書の内容に沿って、企画提案書を作成すること。なお、提案は1者1案とする。

① 提出書類

ア 企画提案書（様式任意）

イ 会社の概要及び業務実績（WEB・動画制作実績等）のわかる資料

ウ 見積書及び見積内訳書（様式任意）

本業務を実施するための費用を提案上限額の範囲内で作成すること。

見積書には代表者職氏名を記入し、押印すること。

金額は消費税等込みの金額を記入すること。

② 提出部数

正本1部、副本3部

③ 提出期限

令和6年12月17日（火）午後5時（必着）

④ 受付時間

土日及び祝祭日を除く午前9時～正午及び午後1時～午後5時

⑤ 提出場所

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

平戸市役所 文化観光商工部 商工物産課 商工新産業班

電話：0950-22-9141

⑥ 提出方法

直接持参又は郵送

⑦ その他

提出された企画提案書及び見積書等の内容について、必要に応じて補足資料や説明を求める場合があるので、決められた期限までに回答すること。

10 プレゼンテーション審査について

(1) 審査日は令和6年12月19日（木）とし、実施時間については令和6年12月17日

(火) に電子メールにて通知するものとする。

※提案時間は 25 分以内で、質疑応答は 10 分程度

- (2) 審査は企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答に基づき、総合評価により評価する。
- (3) 審査にかかる評価基準は下記「審査基準」に掲げるものとする。
- (4) 応募事業者のプレゼンテーション審査を行い、選定委員会が適切な事業者と判断した場合に契約候補者とする。
- (5) 審査結果は応募事業者全員に書面にて通知する。
- (6) 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申し立ては受け付けないものとする。
- (7) プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合は、本プロポーザルを棄権したものとみなす。

【審査基準】

評価項目	評価基準	配点
実施体制	適切な業務を提供できる実施体制であるか	15 点
実施日程	実施工程は妥当であるか	10 点
提案内容	① 実施の目的に即した提案がなされているか	15 点
	② 目的達成に有効な追加提案等、独自性のある提案がなされているか	15 点
実績	同種・類似業務の実績は十分であるか	20 点
見積額	見積金額の算定は妥当であるか	10 点
総合評価	提案内容に片寄りが無く期待する効果が見込まれるか	15 点
計		100 点

11 留意事項

- (1) 実施要項等の承諾

参加事業者は参加表明書の提出をもって、実施要項等の記載内容を承諾したとみなす。

- (2) 費用の負担

応募・提案及び履行の開始前の準備に必要な費用はすべて応募事業者の負担とする。

12 担当窓口

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

平戸市役所 文化観光商工部 商工物産課 商工新産業班

電話：0950-22-9141

メールアドレス：sangyo@city.hirado.lg.jp